

## 令和3年度に向けたガイドライン等の見直しについて

経営改善アクションプランに基づいた今年度の主な取組みとして「補助金等の適正化」と「事務事業評価」に取り組んできました。

これらの取組みを進めてきた中で、都市経営審議会及び経営改善評価委員会での議論並びに各所属とのやり取り等で指摘や意見をいただいた内容を踏まえ、令和3年度からの取組みをより効果的に実施していくため、下記のとおりガイドライン等を更新します。

### 1. 補助金等適正化に係るガイドライン等の見直し

- ① 調書作成時に解釈の違いが生じないよう基準を明確にし、ガイドラインや記載マニュアルの説明を追加・充実させます。
- ② 漫然と同じ内容で継続していないか確認するため、改善や見直しを行った履歴を記載する欄を設け、評価のチェックポイントにも追加します。
- ③ 調書作成時期を年度初めに変更するため、金額等の実績欄は、3年間の実績と当該年度予算の、4年分を記載することに改めます。
- ④ ガイドラインで示す基準によらないことに合理的な理由がある場合は、その内容を調書に記載することとします。
- ⑤ 改善や見直しを行うべきと評価した補助金等について、実施状況の追跡調査を行うため、調書に記載欄を設けます。

### 2. 事務事業評価の実施に係るガイドライン等の見直し

- ① 第2次総合計画の策定に伴い、語句等を修正します。
- ② 評価実施時に解釈の違いが生じないよう、分かりやすい表現に修正します。